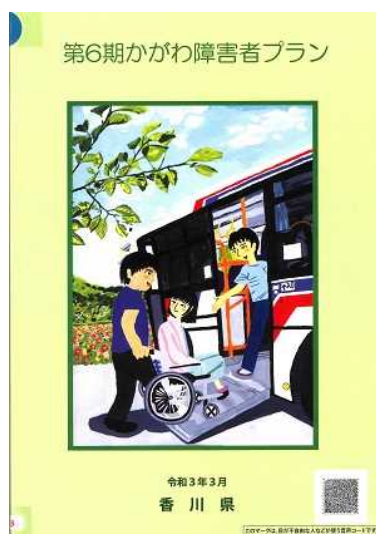


第6期かがわ障害者プラン



(「はじめに」より)

香川県では、平成30年に「第5期かがわ障害者プラン」を策定し、障害福祉サービスの必要な見込量などを定め、障害者福祉に関する様々な施策を推進してまいりました。

時代は平成から令和と移り変わり、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い社会変革の動きも見られる中、障害のある方が社会の一員として求めるニーズは、ますます多様化、高度化しています。

平成28年4月の「障害者差別解消法」施行に続き、県においても、「香川県障害のある人もない人も共に安心して暮らせる社会づくり条例」を平成30年4月から施行し、障害者の権利擁護に向けた取り組みを進めていますが、障害に対する社会全体の理解はまだ道半ばの状況にあります。

また、平成30年6月に「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」が、令和元年6月に「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」が施行されるなど、障害者の社会参加や意思疎通支援に係る施策の充実も求められています。

県では、このような状況を踏まえつつ、在宅障害者に対するニーズ調査や関係団体からの意見聴取などを行い、それらを反映させて、令和3年度からの新たな計画である「第6期かがわ障害者プラン」を策定しました。

障害者が、基本的人権を享受するかけがえのない個人として尊重されるとともに、自らの決定に基づき、その能力を最大限発揮し自己実現できるよう、障害者の自立と社会参加の促進を図っていくことは重要であり、このプランでは、「全ての県民が、障害のあるなしによって分け隔てられることなく、互いに人権と個性を尊重しながら、笑顔で安心していきいきと暮らせるかがわを実現する。」という基本理念を掲げ、障害についての県民の理解促進に努めるとともに、障害者が住み慣れた地域で自分らしく安心していきいき暮らしていけるよう地域で支える仕組みづくりに取り組むこととしています。

県では、このプランに沿って、市町、関係行政機関、関係団体など幅広い主体と連携・協力し、障害者施策を総合的・計画的に進めてまいりますので、皆様の一層のご理解とご協力をお願いいたします。

(令和3年3月、香川県障害福祉課)

(7101297039)